

令和 年 月 日

指定地域密着型通所介護  
第一号通所事業（相模原市通所介護相当サービス）事業所



リハビリティサービス つむぎ

重要事項説明書 及び 同意書

この「重要事項説明書」は「相模原市指定地域密着型サービスに関する基準を定める条例」の規定に基づき、指定地域密着型通所介護サービス提供契約締結に際して、契約上ご注意いただきたいこと、及び当事業所の概要や利用契約書に基づき提供されるサービスの内容を次の通り説明致します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◆◆ 目次 ◆◆

- |                       |                        |
|-----------------------|------------------------|
| 1. 事業者                | 11. 事故発生時の対応           |
| 2. 事業所の概要             | 12. 虐待の防止              |
| 3. 事業実施区域及び運営時間       | 13. 衛生管理について           |
| 4. 事業所の職員体制           | 14. 業務継続計画の策定等について     |
| 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金 | 15. 地域との連携及び運営推進会議について |
| 6. 当事業所が提供するサービス提供方針  | 16. 運営についての留意事項        |
| 7. 個人情報保護及び守秘義務       | 17. サービス利用にあたっての留意事項   |
| 8. 苦情の受付について          | 18. 第三者評価の実施状況         |
| 9. 非常災害対策             | 19. その他                |
| 10. 緊急時等における対応方法      |                        |

## 1. 事業者

法 人 名	有限会社プエルタ
法 人 所 在 地	相模原市南区古淵3-6-21 ビクトリーII-1F
電 話 番 号	042(853)7777
代 表 者 氏 名	代表取締役 五十嵐 一登
設 立 年 月 日	平成17年4月27日

## 2. 事業所の概要

事 業 所 の 種 類	指定地域密着型通所介護 及び第一号通所事業（相模原市通所介護相当サービス） (以下「指定通所介護サービス等」という。)
事 業 所 の 目 的	有限会社プエルタが開設するリハビリディサービスつむぎ (以下「事業所」という。) が行う。 指定通所介護サービス等の事業の適正な運営を確保するために 人員及び管理運営に関する事項を定め事業所ごとにおくべき 従業者が要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し適正な 指定通所介護サービス等を提供することを目的とする。
事 業 所 名	リハビリディサービス つむぎ
事 業 所 指 定 番 号	1492602337
所 在 地	相模原市中央区共和3-8-18
電 話 番 号	042(714)7567
管 理 者 氏 名	佐藤 良介
事 業 所 の 運 営 方 針	事業所の通所介護等従事者は、要介護状態等の心身の特徴を踏まえて、ご契約者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらにご契約者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話および機能訓練等の介護、その他必要な援助を行う。事業の実施にあたっては、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の居宅サービス事業者、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等との連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
開 設 年 月 日	令和6年2月1日
利 用 定 員	1単位目（午前の部）：18名 2単位目（午後の部）：18名

### 3. 事業実施地域及び運営時間

#### (1) 通常の事業の実施地域

相模原市	
中央 区	相生・青葉・鹿沼台・上矢部・共和・相模原・高根・中央・千代田・並木・東淵野辺・光が丘・富士見・淵野辺・淵野辺本町・星ヶ丘・緑が丘・弥栄・矢部・由野台・松が丘
南 区	鶴野森1丁目・大野台・吉淵・西大沼・東大沼・若松

#### (2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日まで
休業日	土・日曜, GW, 夏季休暇期間, 年末年始休暇期間 ※詳細別紙記載
営業時間	8時30分～17時30分
サービス提供時間	1単位目：9時00分～12時05分 2単位目：13時50分～16時55分

### 4. 事業所の職員体制

当事業所では、ご契約者に対して指定通所介護サービス等を提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。(職員の配置基準については、指定基準を遵守)

職種	従事するサービス内容等	人員
管理者	業務の管理を行います。	1名(常勤兼務)
生活相談員	サービス利用に係る一切の相談業務を行います。	1名(常勤専従) 2名(非常勤兼務)
機能訓練指導員	利用者の身体機能評価及び各種リハビリテーションの計画を立て、実施します。	2名(常勤兼務) 9名(非常勤兼務)
介護職員	介護及び機能訓練業務の補助、送迎業務等を行います。	1名(常勤兼務) 2名(非常勤専従) 3名(非常勤兼務)
看護職員	医療、健康面の管理、指導、助言を行います。又各種健康相談に応じます。	8名(非常勤兼務)

勤務時間 月曜日～金曜日 8時30分～17時30分 (うち休憩1時間)

※1単位目、2単位目とも同一とする

## 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

### (1) 介護保険給付対象サービス（契約書第4条参照）

＜サービスの概要＞

#### ① 送迎サービス

- ・ご契約者の希望により、ご自宅と事業所の送迎サービスを行います。但し、通常の事業実施地域以外からのご利用の場合、片道1kmごとに30円徴収させていただきます。
- ・ご契約者の都合により交通機関を利用し通所、帰宅した場合の交通費は、全て自己負担となります。また、その際の事故等の責任は一切負いません。

#### ② 機能訓練

個別の心身状態や日常生活動作等の状況に応じ、心身機能の維持向上、活動の維持向上、社会参加の促進を目指し、各種機能訓練を実施します。

#### ③ 生活相談

デイサービスでの過ごし方や日常生活面における相談をお受けします。

#### ④ 健康チェック

血圧測定等利用者の健康チェックを行います。

#### ⑤ 必要な介助

排泄や移動の介助等、利用者の状況に応じて適切な介助を行います。

＜サービス利用料金＞

- ・介護保険の適用がある場合又は第1号事業対象者である場合は、介護保険負担割合証にある負担割合に基づいて、添付する契約書別紙サービス内容及び利用料金同意書に示す利用料金の1割～3割が利用者の負担額となります。お客様の利用者負担額については、契約書別紙サービス内容及び利用料金同意書に記載します。
- ・上記料金算定の基本となる時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、お客様の居宅サービス計画に定められたサービスにかかる標準的な時間を基準とします。
- ・介護保険での給付の範囲を超えたサービス利用の利用料金は、事業者が別に設定し、全額が利用者の自己負担となりますのでご相談ください。
- ・介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者に直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、お客様は料金表の利用料金全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収証を発行します。
- ・介護保険法の改正に伴い利用料の変更を行う場合がありますので予めご理解下さい。
- ・介護保険外の費用として、ご利用一回ごとお茶菓子代200円もしくはお茶代100円、おむつ代実費及び日常生活活動に必要な費用が必要となります。
- ・利用料の支払いは、事業者が指定する口座自動引き落としサービスの利用により、月末締め切り翌月27日（金融機関休業日は翌営業日）に指定口座より引き落としてお支払いいただきます。又、現金でのお支払いを希望される場合は月末締め切り翌月末営業日までに事業所にお支払下さい。尚、銀行振込を希望される場合は、下記口座まで、振込手数料お客様負担にて送金下さい。

きらぼし銀行 古淵支店（店番 855）普通口座（口座番号）6020272  
有限会社プエルタ 代表取締役 五十嵐 一登

<サービス利用の中止、変更、追加（契約書6条参照）>

- 利用予定日の前営業日に、ご契約者の都合により、サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には担当ケアマネージャーに相談の上、サービスの実施日の前営業日までに事業者に申し出るか、電話、ファックスにてその旨をお知らせ下さい。電話の場合は留守番電話に録音して下さい。
- 利用予定日の前営業日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、以下の通り取消料をいただきます。但し、正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前営業日までに申し出があった場合	無 料
利用予定日の前営業日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の10% (自己負担相当分)

- サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をご契約者に提示して協議します。

## 6. 当事業所が提供するサービス提供方針

### （1）活動と参加を目指した機能訓練の提供

機能訓練指導員を中心に、個別機能訓練加算Ⅰ口を算定し、心身機能の維持向上、活動の維持向上、社会参加の促進を目指し、計画的に機能訓練を実施します。

### （2）過剰サービスの排除

当事業所では皆様の残存機能（出来ること、出来ないこと）に応じ、過剰介護をせず、自立、維持、回復していただく信念において介護サービスを実施します。よってよほどの事情がない限りお茶などの上げ膳据え膳サービスは行いません。出来ることはご自身で行っていただきたいと考えております。

## 7. 個人情報保護及び守秘義務

通所介護等従事者は在職中はもちろん退職後についても皆様の情報を第三者に漏洩しないことを誓約しております。又、秘密保持の為の教育、指導を徹底しております。尚記録物等に関しては原則として担当者会議及び緊急時を除いて外部への持ち出しを行いません。尚、個人情報は事業所が呈示する個人情報使用同意書の内容を確認いただき、同意の上利用します。

## 8. 苦情の受付について（契約書18条参照）

事業所は、地域密着型通所介護等の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じ、市町村からの質問若しくは照会に応じるとともに、市町村が行う調査に協力し、市町村からの指導又は助言に従って必要な改善を行います。

以下の専門窓口で営業時間中に限り対応致します。

- 苦情受付窓口（担当者）

[職名] 管理者及び機能訓練指導員 [氏名] 佐藤 良介

[電話番号] 042-714-7567

- 苦情処理を行うための処理体制・手順

苦情があった場合は、直ちに生活相談員が相手側と連絡を取り、直接自宅に伺うなどして詳しい事情を聞くとともに、関係職員から事情を確認します。

- 生活相談員が必要と判断した場合は、管理者まで含めた検討会議を行います。  
(検討会議を行わないまでも、必ず管理者まで処理結果を報告します。)
- 検討後、速やかにご契約者に対して謝罪又は改善策を説明し理解を得るなど具体的な対応を行います。
- 処理結果は、必ず台帳に記録して残し、再発防止に役立てます。

- 当事業所で解決されない場合 ご契約者からの苦情について、当事業所で解決されない場合は次の関係機関に申し立てることができます。

相模原市福祉基盤課 TEL 042(769)9226

FAX 042(759)4395

神奈川国保連合会 045(329)3447

## 9. 非常災害対策

### (1) 非常時の対応

非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者又は、火気・消防等についての責任者を定め別途定める防災計画に則り対応を行います。

### (2) 避難訓練及び防災設備

別途定める消防計画に則り年二回避難訓練を行います。また、次の防災設備を備えます。

- 誘導灯
- 消火器

### (3) 事業所は、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

## 10. 緊急時等における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかにお客様の主治医、救急隊、緊急時連絡先（ご家族等）、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者等へ連絡するとともに、緊急時等に際して採った処置の状況について記録をします。

① 主 治 医 \_\_\_\_\_

病院名及び所在地・連絡先 \_\_\_\_\_

② 緊急時連絡先氏名(続柄) \_\_\_\_\_ ( )

住 所 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

### 1 1. 事故発生時の対応

- (1) サービスの提供により事故が発生した場合には、保険者、家族、居宅介護支援事業所に連絡をするとともに、必要な処置を講じます。
- (2) 事業者は通所介護サービスの提供に辺り、利用者の身体・財産の損害を与えた場合にはその損害を施設が加入する下記の賠償保険の範囲内で賠償します。  
事業者が加入する損害保険  
保険会社 三井住友海上火災保険株式会社  
保険種類 賠償責任保険（福祉事業者総合賠償責任保険特約）  
支払限度額 1事故 50,000千円
- (3) 当該事故状況及び事故に際して採った処置について記録します。
- (4) 事業者の責めに帰すべき事由によらない場合はその限りではありません。又利用者の故意及び重大な過失により事業者が損害を受けた場合はその損害賠償を請求することとします。
- (5) 事故が生じた際には、その原因を解明し、再発予防に努めます。

### 1 2. 虐待の防止

事業所は、利用者等への虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を、テレビ電話装置等を活用するなどして、定期的に開催します。
- (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備しています。
- (3) 通所介護等従事者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施しています。
- (4) 虐待防止に関する担当者を選定しています。虐待防止に関する担当者（佐藤 良介）

### 1 3. 衛生管理について

事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。また、事業所において感染症が

発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じます。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、通所介護等従事者に周知徹底を図ります。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
- (3) 事業所において、通所介護等従事者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

#### 1 4. 業務継続計画の策定等について

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する地域密着型通所介護等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。

- (1) 事業所は、通所介護等従事者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (2) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

#### 1 5. 地域との連携及び運営推進会議について

- (1) 事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をを行うなど、地域との交流に努めます。
- (2) 当事業所の行う地域密着型通所介護を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、「運営推進会議」を設置します。
- (3) 「運営推進会議」の構成員は、ご利用者様、ご家族様、地域住民の代表者、地域包括支援センター又は市町村の職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等とし、おおむね6ヶ月に1回以上会議を開催します。  
※「運営推進会議」の開催にあたり、会議開催案内通知および会議への出席依頼をさせていただく場合がございます。その際はご協力をお願いします。

#### 1 6. 運営についての留意事項

- (1) 事業所は、通所介護等従事者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、又、業務体制を整備します。
  - ① 採用時研修 採用後3ヶ月以内
  - ② 継続研修 年2回
- (2) 事業所は、全ての通所介護等従事者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じます。また、通所介護等従事者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備します。

- ① 採用時研修 採用後3ヶ月以内
  - ② 継続研修 年1回
- (3) 事業所は適切な地域密着型通所介護等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護等従事者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。
- (4) 事業所は、地域密着型通所介護等の提供に関する記録を整備し、保管します。
- (5) この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は有限会社エルタと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとします。

## 17. サービス利用にあたっての留意事項

- (1) サービス利用の際には、介護保険被保険者証と負担割合証、居宅介護支援事業者等が交付するサービス利用票を提示してください。
- (2) 施設内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。またそれに伴いお怪我をされた場合、その賠償に応じることができない場合がございます。
- (3) 決められた場所以外での喫煙はご遠慮ください。
- (4) 他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。
- (5) 所持金品は、自己の責任で管理してください。紛失されても施設では責任を負いかねます。
- (6) 施設内での他の利用者に対する一切の宗教活動及び政治活動、商品の推薦や斡旋等は固くお断り申し上げます。

## 18. 第三者評価の実施状況

当事業所は、第三者評価機関による評価を実施しておりません。

## 19. その他

当事業所ではご本人、ご家族、ケアマネージャー、関係諸機関へのサービス実績の報告、ケアの成果を把握、共有するために、画像や動画による撮影を行います。尚、画像につきましては新聞形式や当施設ホームページ、チラシで利用し、他の利用者様との励まし合いにも活用させていただきます。

当事業者は、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、通所介護のサービス内容及び重要事項の説明をし、交付をしました。

令和 8 年 \_\_\_ 月 \_\_\_ 日

事業者(乙)

事業者(法人)名 有限会社 プエルタ  
代表者名 代表取締役 五十嵐 一登  
事業所名 リハビリデイサービス つむぎ  
所在地 神奈川県相模原市中央区共和3-8-18  
(事業所番号) 1492602337

説明者 田中 千恵

私は、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、通所介護のサービス内容及び重要事項の説明を受け、同意し、交付を受けました。

令和 8 年 \_\_\_ 月 \_\_\_ 日

利用者(甲)

住所 相模原市南区古淵5-8-3

氏名

代理人(選任した場合) 住所

氏名